

(仮称) 千葉県債権管理条例案について

令和5年1月18日
千葉県教育庁
企画管理部教育政策課
電話 043-223-4177

「(仮称) 千葉県債権管理条例 (案)」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

なお、条例案の公表があるまで、具体的な内容については公表できません。